世代型社会保障制度改革等を通じた国及び地方公共団体の歳出の抑制その他歳出の見直し、消費税法の規定により少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとされている消費税の収入、子ども・子育て支援法第六九条第一項の規定による拠出金の収入、加速化プラン実施施策に係る社会保険料の収入並びに支援納付金対象費用に係る財源により賄うものとし、次の(1)から(3)までに掲げる各年度における支援納付金（公費で負担する額に相当する部分を除いた部分に限る。）の総額は、それぞれ次の(1)から(3)までに掲げる額を目安とすることとした。また、政府が全世代型社会保障制度改革を推進するに当たって基本とする事項を定めることとした。（附則第四七条第二項及び第三項関係）

(1)　令和八年度　おおむね六、〇〇〇億円

(2)　令和九年度　おおむね八、〇〇〇億円

(3)　令和一〇年度　おおむね一兆円

㈢　政府は、全世代型社会保障制度改革等及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組の実施状況その他の事情を勘案し、必要があると認める場合は、支援納付金対象費用に係る施策の費用負担の在り方その他の事項について、必要な見直しを行うこととした。（附則第四七条第五項関係）

㈣　政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果その他の事項を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第四八条関係）

㈤　政府は、二の5の政令を定めようとするときは、㈠から㈢までの趣旨を考慮しなければならないこととした。（附則第四九条関係）

2　経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うこととした。（附則第二条～第四六条関係）

3　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和六年一〇月一日から施行することとした。

―――――――――――――

◇平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令（政令第二〇六号）（財務省）

1　平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成一二年政令第二四一号）について、恩給における扶助料の寡婦加算の調整に関する基準額の引上げ措置を参酌して、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二五年法律第二五六号）の規定による年金のうち旧国家公務員共済組合法の規定による遺族年金に相当する年金等につき同様の措置を講ずることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、改正後の第二条第七項及び第八項の規定は、令和六年四月一日から適用することとした。

―――――――――――――

法　律

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第四十七号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律

（子ども・子育て支援法の一部改正）

第一条　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　子どものための現金給付（第九条・第十条）」を「第二節　子どものための現金給付（第九条・第十条）　第三節　妊婦のための支援給付（第十条の二―第十条の八）　第一款　通則（第十条の二・第十条の三）　第二款　妊婦給付認定等（第十条の四―第十条の七）　第三款　妊婦支援給付金（第十条の八―第十条の十一）　第四節　子育て支援金（第十条の九―第十条の十五）　第一款　通則（第十条の九・第十条の十）　第二款　子育て支援金の徴収（第十条の十一―第十条の十三）　第三款　子育て支援金の使途（第十条の十四・第十条の十五）」に、「第三節　子ども・子育て支援金制度による負担の軽減（第十一条）　第四節　雑則（第十二条）」を「第四節　子ども・子育て支援金制度による負担の軽減（第十一条）　第五節　雑則（第十二条）」に、「第三節」を「第四節」に、「第四節」を「第五節」に、「第二節」を「第四節」に、「第三節」を「第五節」に、「第一節」を「第三節」に、「第十条の七）」を「第十条の十一）」に、「第十条の八―第十条の十一）」を「第十条の十二―第十条の十五）」に、「第三章　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等」を「第四章　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等」に、「第一節　通則（第十条の十二・第十条の十三）」を「第一節　通則（第十一条の十二・第十一条の十三）」に、「第二款　乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給（第十条の十四―第十条の十九）」を「第二款　乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給（第十一条の十四―第十一条の十九）」に、「第三款　特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者並びに特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者（第十条の二十・第十条の二十一）」を「第三款　特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者（第十一条の二十・第十一条の二十一）」に、「第二節　子ども・子育て支援給付（第九条・第十条）」を「第二節　子ども・子育て支援給付（第九条・第十条）　第三節　妊婦のための支援給付（第十条の二―第十条の八）　第四節　子育て支援金（第十条の九―第十条の十五）」に、「第三節　子ども・子育て支援金制度による負担の軽減（第十一条）　第四節　雑則（第十二条）」を「第五節　子ども・子育て支援金制度による負担の軽減（第十一条）　第六節　雑則（第十二条）」に、「第三款　業務管理体制の整備等（第五十五条―第五十七条）　第四款　教育・保育に関する情報の報告及び公表（第五十八条）」を「第四款　業務管理体制の整備等（第五十五条―第五十七条）　第五款　教育・保育に関する情報の報告及び公表（第五十八条）」に、「第四章の二　仕事・子育て両立支援事業（第五十九条の二）」を「第四章の二　仕事・子育て両立支援事業（第五十九条の二）　第四章の三　働き方等の多様化に対応した子育て支援事業（第五十九条の三）」に、「第六章　費用等（第六十五条―第七十一条）」を「第六章　費用等（第六十五条―第七十一条）　第一節　費用負担（第七十二条）　第二節　拠出金（第七十三条）　第三節　子ども・子育て支援金（第七十四条―第七十六条）　第一款　通則（第七十四条）　第二款　子ども・子育て支援金の徴収（第七十五条）　第三款　子ども・子育て支援金の使途（第七十六条）　第四款　社会保険診療報酬支払基金（第七十七条―第八十一条）　第五款　雑則（第八十二条）」に改める。